

「令和6年度 札幌市総合防災訓練に係る設営・運営等業務」 仕様書

「令和6年度 札幌市総合防災訓練に係る設営・運営等業務」は以下のとおり行うこととする。

1 業務の概要

受託者の業務内容は、札幌市豊平区内で実施する「令和6年度 札幌市総合防災訓練（以下「訓練」という。）」に係る下記の業務を委託者及び訓練関係機関と連携・調整しながら行うものである。

(1) 「令和6年度 札幌市総合防災訓練」概要（担当：札幌市豊平区）

会場：札幌ドーム（駐車場等含む）

訓練日時：令和6年9月11日（水）午後1時30分～午後4時00分（予定）

(2) 委託業務内容

ア 訓練会場設営等業務

- ① 会場資器材の調達
- ② 会場全体図等の作成
- ③ 会場（放送設備を含む）の設営、撤収（撤収後のゴミ拾い等の清掃を含む）

イ 運営等業務

- ① 進行シナリオ等の作成
- ② 訓練実施に必要な映像の事前撮影及び編集
- ③ 会場内放送（進行アナウンス等。事前のリハーサルを含む）

ウ 会場案内看板

会場周辺における訓練当日案内看板のデザイン作成及び設置・撤去

2 履行期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）

3 業務を行う日時

(1) 訓練会場設営等業務

ア 会場資器材の調達

下記ウの会場設営業務に支障なく調達を終えること。

イ 会場全体図等の作成

会場全体図、体験・展示ブースレイアウト図、必要資器材一覧表の初校を令和6年8月16日（金）までに作成し、委託者に提出し了承を得ること。その後、令和6年9月11日（水）まで訓練内容の変更等に応じて、修正等を行うこと。

ウ 会場設営業務

機材搬入及び設営は令和6年9月10日（火）午後1時から午後5時まで及び令和6年9月11日午前7時から午後1時までの期間で行うこととし、撤去は令和6年9月11日（水）午後11時までに完了すること。

エ 会場撤収業務

撤収は、令和6年9月11日（水）の訓練終了後から同日午後11時までに完了すること。

(2) 運営等業務

ア 進行シナリオ等の作成

カメラマンタイムスケジュール、中継カメラ配置図・モニター設置・ケーブル図、進行シナリオの初校を令和6年8月16日（金）までに作成し、委託者に提出すること。その後、令和6年9月11日（水）まで委託者と調整の上、訓練内容の変更等に応じて修正等を行うこと。

イ 事前編集業務

訓練当日に使用する映像の編集等を行う。委託者と随時調整を行ったうえで、令和6年9月10日（火）までに編集等を完了させ、委託者に提出し了承を得ること。

ウ 会場内放送業務

訓練当日は、進行シナリオ及び委託者の指示に沿って委託者が指示する業者と調整の上、放送すること。また、令和6年9月11日（水）午前にリハーサルを行うこと。なお、会場設営等については、リハーサルの支障とならないよう配慮すること。

エ 訓練当日の動画撮影

訓練当日に撮影したデータは全て納品すること。

(3) 会場案内看板

ア 訓練当日案内看板のデザイン作成及び設置・撤去

看板のデザインについては委託者と十分協議のうえ、作成し、必要箇所に設置すること。
なお、デザイン案の初校を令和6年8月16日（金）までに委託者に提出すること。

4 業務内容の詳細

(1) 訓練会場設営等業務

ア 訓練資料

別紙1：訓練項目別参加団体一覧、別紙2：会場図、別紙3：訓練項目・訓練進行等一覧表、別紙4：訓練要領、別紙5-1～4：必要資器材一覧表のとおり

なお、今後関係機関等との調整の結果、変更となる場合がある。

イ 会場全体図等の作成

別紙資料を基に委託者と調整・協議し、下記資料を作成すること。

① 会場全体図

資器材の配置箇所及び各訓練項目で使用する範囲、車両導線等を示した案内用の会場全体図を作成すること。

② 見学・展示ブースレイアウト図

委託者が用意する会場図（別紙2）や実施計画概要（別紙3）を基に、過不足を調整した見学・展示ブース出展団体等の配置箇所を示したレイアウト図を作成すること。

③ 必要資器材一覧表

訓練の進行や安全面等を考慮し、委託者が用意した必要資器材一覧表（別紙5）の過不足を調整した一覧表を作成すること。

ウ 会場の設営

上記イで作成した会場全体図等に基づき受託者にて調達した物品及び委託者が指定する場所から物品（委託者にて調達）を搬送し会場の設営を行うこと。設営にあたっては、会場

内の舗装等を破損させないように、地盤養生等の対策を行うこと。

エ 看板等設置物の対策

看板等の設置においては、強風時の転倒防止対策を行うこと。

オ 設営業務期間内の細部調整

設営及び撤収期間内について、作業車両を常に用意しておき、設置物の移動等に対応すること。

カ 訓練会場全体の総合的な調整業務

委託者及び委託者が指名した者の指示に従い、受託者が設置する機材等と、委託者や他の訓練参加機関等が設置する機材等との位置関係等の総合的な調整を行うこと。また、機材の設置開始から訓練機材の撤収までの期間、訓練会場の管理を行うこと。

キ 撤収業務

資器材の撤収及び会場の原状復帰を実施し、作成した看板等については市内指定場所へ搬出・搬入すること。また上記ウのうち委託者が指定する場所から搬送した物品については、所定の場所に返却すること。なお、訓練で発生したゴミ、残置物等はすべて収集し、適切に廃棄処理等を実施すること。

(2) 運営等業務

ア 会場内放送等業務内容

別紙6：会場内放送業務内容のとおり

※受託者は下記イに示す進行シナリオに応じた最適な撮影位置等を委託者に提案すること

イ 進行シナリオ等の作成

実施計画概要（別紙3）や訓練要領（別紙4）、令和5年度進行シナリオ（別紙7）等を基に委託者と調整・協議し、下記資料を作成すること。また、シナリオの初校を令和6年8月16日（金）までに作成し、委託者に提出すること。その後、令和6年9月11日（水）まで委託者と調整の上、訓練内容の変更等に応じて修正等を行うこと。

① 令和6年度札幌市総合防災訓練の当日用の進行シナリオ

訓練開始前から訓練終了まで（午後1時30分～午後4時00分を予定）の映像割り当て、司会者のアナウンス原稿をまとめたシナリオ

② カメラマンタイムスケジュール

カメラの撮影タイムスケジュール

③ 中継カメラ配置図・モニター設置・ケーブル図

中継カメラの撮影配置、モニター設置場所、ケーブル配置を示した図

ウ 放送リハーサル

訓練当日の令和6年9月11日（水）午前に中継・進行管理等についてのリハーサルを委託者、訓練参加機関や委託者が委託した他業者等と協力して行うこと。この時、受託者は訓練本番のカメラワークの確認や大型ビジョンへの映像の転送に問題がないか等撮影資機材の事前点検を必ず行うこと。

エ 事前動画の編集

事前に委託者が用意した映像を大型ビジョンへの放送用（ヘリコプターからの空撮映像／1分以内）として編集した映像と、訓練当日に何らかのトラブルがあった際に大型ビジョン

に表示する蓋絵（静止画）を準備し、これら映像及び静止画を同年9月10日（火）までに編集・作成のうえ委託者に提出し了承を得ること。

オ 訓練当日の撮影

訓練当日の様子を撮影し訓練参加機関や委託者が指示する業者等と調整の上、大型ビジョンに表示させること。また、進行状況に応じて適時訓練参加機関が撮影するドローンからの映像を大型ビジョンに表示させること。

録画したデータは委託者へ提出すること。(3) 会場案内看板

ア 訓練当日案内看板の作成及び設置・撤去

作成する看板のデザインについては委託者と十分協議し、事前に委託者に了解をもらい、指定する箇所に看板を設置し、訓練終了後は速やかに撤去すること。

設置にあたっては、事故を誘発したり通行の妨げとならないよう細心の注意を払うこと。

5 その他

- (1) 受託者は、令和6年9月11日（水）の「令和6年度 札幌市総合防災訓練」の実施にあたって用務計画書を令和6年8月16日（金）までに、豊平区と危機管理局それぞれに提出すること。
なお、計画書の提出前後に関わらず、業務遂行上の詳細な内容について豊平区と危機管理局それぞれと十分な打ち合わせを行い、その都度承認を受けること。
- (2) 本業務で作成した印刷物等のデータは、原則電子媒体（CD-R、DVD-R又は外付けHDD等）に記録し、豊平区役所に納品すること。撮影した訓練映像については、別途データ形式でも納品すること。
- (3) 本業務に係る著作権、印刷物、作成物及び提出された原稿・データに係る権利は、委託者である札幌市に帰属するものとする。制作物及びコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、受託者が原著作物の著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を取った上で本業務に当たることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこと。
- (4) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 会場の熟知
会場全体図や進行シナリオ等の作成をはじめ、当該業務全般については、会場の広さや危険箇所など会場を熟知する必要があることから、下見等を重ね、専門的な知識を持って、業務を実施すること。
- (6) 荒天や災害等により防災訓練が中止となった場合には、中止決定時間等により、委託者、受託者協議のうえ、委託料を減ずるものとする。
なお、その際には、中止決定時の設置業務の進捗状況等により、受託者が実際に当該業務の履行に要した費用等を参考に協議を行うこととする。
- (7) 訓練内容の変更等により、必要資器材が増減した場合は、委託者と協議のうえ、必要資器材を調達すること。
- (8) 設営業務において、訓練関係機関への申請及び使用料が生じた場合は、受託者が負担することとする。

- (9) この業務について、疑義があるとき、またはこの仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ、業務を行うこと。
- (10) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報等を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (11) 業務完了時は、写真等を用いて業務の詳細がわかる業務完了報告書を作成し、委託者が指定する期日までに、豊平区と危機管理局それぞれに提出すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。